

# いま、中小企業経営者にお知らせしたい改正のポイントはこちらだ！

例年なら3月に入れば大方の見通しがついた税制改正ですが、平成20年度に限っては「ねじれ国会」の影響から、まだまだ不透明な部分が多い状況です。現時点で予測が可能な範囲で、税理士の今村先生に解説いただきました。詳細が分かり次第、次号以降で続報をお届けいたします。なお、本稿の内容は、平成20年3月15日現在のものです。

## はじめに

暮れも押し迫った昨年12月半ば、例年通り自民党より「平成20年度税制改正大綱」が発表されました。そして今年1月11日に「平成20年度税制改正の要綱」という形で閣議決定されました。

全体的な印象としては、サプライズ項目は特になかったのですが、「中小企業に大きく配慮した税制改正大綱」ではなかったかと思えます。そこで今回の記事では、クライアント先の中小企業経営者の方々にぜひお伝えしたい「減税となる税制改正項目」を中心に解説します。

しかしここで注意しないといけないのが、例年であるところの自民党税制改正大綱が1月の閣議決定後、3月には国会審議を通過し、大筋は大綱どおり承認可決されるのですが、今年はちょっと様子が違います。民主党の参議院躍進で「ねじれ国会」となっているため、これまでのようにすんなり自民党の意見が通らない部分も出てきており、いまだ確定事項ではないということをご理解のうえお読みください（原稿内容は3月15日現在）。

## 情報基盤強化税制について

まずは投資関係の税制改正事項として、「情報基盤強化

税制」、「減価償却制度の整備」、そして「その他の資産特例」をご紹介します。

現行の情報基盤強化税制では、資本金1億円以下の青色申告法人の場合、一定の情報セキュリティが確保されたOSやサーバーPCなどが減税の対象となるのですが、その投資金額のバーが「年間300万円以上」となっています。

それが今回の改正では、「70万円以上」に引き下げたうえで、期限を平成22年3月末まで延長することとしています。また、対象資産に「部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェア」を追加して、「SaaS・ASP事業者\*1が適用対象となる」ことも明確化されました。

ここで経済産業省の資料\*2を引用すると、「SaaS・ASP事業者が情報セキュリティの確保・情報システム基盤の強化を行うことで、中小企業等は安全・安価なサービス利用が可能に。それにより中小企業の情報セキュリティ対策・IT化が加速」とあります（P.15の資料1参照）。ただし、資本金10億円超の企業については対象金額の上限を年間200億円と設定することとしましたのでご注意ください。

ちなみに、情報基盤強化税制の対象となる投資を行った場合の減税措置は、特別償却か税額控除のうちどちらか一方の選択制となっています。

特別償却は、いずれ費用化される減価償却費を投資年度に大きく前倒して費用計上できる制度で、通常の減価償

却費に加えて基準取得価額（投資価額×70%）の50%を導入初年度において費用計上することが認められることになります。

そして税額控除とは、法人税額から基準取得価額（投資価額×70%）の10%を差し引けるというものです。ただし、法人税額の20%が上限となっていて、超過分は翌年度に限り繰り越すことができます。

例をあげると、情報基盤強化税制の対象となる200万円のシステム投資をした場合、特別償却であれば基準取得価額の50%である200万円×70%×50%=70万円が通常の減価償却費に加えて特別償却費として費用計上できます。

一方、税額控除では、基準取得価額の10%である200万円×70%×10%=14万円が法人税額から控除される対象となります（法人税額の20%が上限）。税額控除はダイレクトに税金を減額してくれるのでありがたいといえます。

## 減価償却制度の整備及び他の特例制度の延長

平成20年度税制改正大綱によると、機械装置の耐用年数を見直すこととしています。現行では、機械装置については390区分に分けられたうえで、それぞれ法定耐用年数が定められていますが、これを55区分に簡素化することとしています。

また、資本金1億円以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、その全額が費用処理できる、いわゆる「少額減価償却資産の特例」の適用期限が、平成22年3月31日まで2年間延長される予定です。

同様に、一定のパソコンなどを年間120万円以上取得した場合に対象となる「中小企業投資促進税制」についても、平成22年3月31日まで2年間延長される予定です。

## 人材投資促進税制について

次に、人材投資における減税措置である「人材投資促進税制」ですが、これは中小企業を対象に大幅拡充すること

### 資料1 情報基盤強化税制の改正の概要

- 2年間延長（情報セキュリティ強化のための投資に対する特別償却35%又は税額控除7%を選択適用。）
  - 中小企業を中心に拡充
    - ①取得価額の最低限度を大幅引下げ（300万円以上→70万円以上）
    - ②部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアを支援対象に追加
    - ③SaaS・ASP\*事業者が適用対象となることを明確化
- （注）資本金10億円以上の企業については一定の取得価額上限を新たに設定。  
\*SaaS（Software as a Service）、ASP（Application Service Provider）インターネット経由で情報処理を行うサービス

（経済産業省「平成20年度税制改正について」P.12より）

としています。

現行では、当期の教育訓練費の金額が過去2期平均より上回っていないければ税額控除の対象となりませんが、改正ではこの増加要件を撤廃したうえで、当期の教育訓練費が一定金額を超えれば（労働費用に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合）適用を受けられることとしています。ちなみに労働費用とは、「給与、法定福利費、教育訓練費」となっています。

この新しい人材投資促進税制のイメージとしては、例えば、労働費用が500万円の従業員が1人いるとしてその従業員に対してセミナー研修などの費用を会社が年間7,500円以上負担した場合に対象になるということです。

例えば、年間3万円教育訓練費を会社が負担した場合には、3万円×12%×3=3,600円の税額控除となります。

そしてこれが10人の会社で同条件の労働費用や教育訓練費であると仮定すると、3,600円×10人=3万6,000円の税額控除となります（P.16の資料2参照）。

この新しい人材投資促進税制が成立すれば、ほとんどの中小企業で税額控除の恩恵を受けることができるのではないかと思いますので、「申告のとき忘れないように」とクライアント先の経営者の方などにアドバイスしてあげるといいかもしれませんね。

ただし、原則資本金1億円超の大企業分については、平成20年3月31日の適用期限の到来をもって廃止することとしていますのでご注意ください。

## 中小企業事業承継税制の抜本拡充

次に、中小企業に対する事業承継税制が、平成21年度税制改正において大きく改正されることが明記されました。

\*1 SaaS・ASP事業者とは、(SaaS=Software as a Service、ASP=Application Service Provider) インターネット経由で情報処理サービスを行う事業者のことです。  
\*2 経済産業省「平成20年度税制改正について」。同省のホームページからダウンロードできます。URL: [http://www.meti.go.jp/press/20071213009/03\\_PR.pdf](http://www.meti.go.jp/press/20071213009/03_PR.pdf)

\*3 税額控除率については、8%+(教育訓練費÷労働費用-0.15%)×40となっていて、上限が12%となっています。今回のケースに当てはめると、8%+(3万円÷500万円-0.15%)×40=14%≧12%∴12%となります。